

気象警報などによる非常災害時の措置について

平素は、本校教育推進のためにご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、警報発令時及び地震による非常災害時の児童の登下校時の対応につきましては、下記の通り取り扱いを致しますので、ご家庭におかれましてもご理解とご協力をお願いいたします。

記

☆対象となる気象警報

大雨警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報・特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪が対象）

（上記の警報が柏原市に一つでも発令されている、または発令された時）

〔注意点〕 大雨警報について

「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表されます。

全て大雨警報として取り扱います。

1. 登校前の対応

午前7時の時点で、柏原市に「☆対象となる気象警報」が一つでも出ている時は、登校を見合わせ自宅待機とします。

※午前7時以降、登校のため家を出るまでに警報が発令となった場合も自宅で待機とします。

○午前10時までに対象となる警報・特別警報がすべて解除されたときは、通学路などの安全を考慮して登校させることとします。

○午前10時の時点で、引き続き、対象となる警報・特別警報のいずれかが発令されているときは、臨時休校とします。

2. 登校後の対応

登校後に柏原市に上記の「☆対象となる気象警報」が発令された場合は、原則として通学路などの安全を十分考慮し、「緊急下校における連絡カード」にそって下校させます。

〔注意点〕 ・大雨警報については、1～2時間で解除となる場合が相当数あるため、大雨警報の発令時刻や気象庁の発表するデータにより予想される解除時刻などを勘案して授業を継続する場合があります。（玉中、旭小と協議して対応します）

・可能な限り給食を喫食後に下校させます。

・習い事に通わせている場合も、自宅下校にご協力ください。

・13時15分以降に警報が発令された場合、届け出のある入会児童は放課後児童会での待機になります。

3. その他の対応

○公共交通機関の計画運休などが発表された場合

原則として、学校と市教委が対応について協議を行い、その決定事項を保護者に周知します。

○柏原市に、対象となる警報・特別警報が発令されている時は、放課後児童会も休会となります。

4. 学校からの連絡方法

登録をお願いします。

「はなまる連絡帳（玉手小学校メール配信）」または、「玉手小学校HP」にてお知らせしますが、大災害時は使えないことも考えられます。安全第一の対応をお願いします。